

関係者各位

2026年2月14日

## 該非判定書

株式会社アートレイ  
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5  
上野ビル4F  
TEL:03-3389-5488

下記製品について、外国為替令別表の第1項から第15項における  
判定結果をご連絡いたします。

記

技術名	動画ファイリングソフト
型番	AR-REC(マニュアル含む)
外国為替令 別表 判定項番	10の項-(1) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

■本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。

以上

# 外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容： 動画ファイリングソフト
AR-REC（マニュアル含む）
すべてのバージョン

2026.02.14施行省令等対応 ( 1/1 )

10 - (1) 輸出入貿易管理令別表第1の10の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第22条 [第1項] 外為令別表の10の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 第9条に該当するものの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
二 第9条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ(一)1、(二)1若しくは(三)、第九号ハ若しくはニ、第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ、第十一号のニイ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
三 第9条に該当するもの (前号に該当するものを除く。)の製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》 ]	除外	(省令第9条第 号 )
四 第9条第九号ハ若しくはニ 又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
五 第9条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム	【 × 】		(省令第9条第 号 )
六 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号 )
七 第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、かつ、最大フレーム速度が9ヘルツを超えるように設計又は改造したもの	【 × 】		数値 ( )

作成責任者： _____	作成年月日： 2026年2月14日
会 社 名 株式会社アートレイ _____	
所属・役職 技術部 _____	
(フリガナ) カガリヨウ	印
氏 名 小川 亮 _____	
電 話 03 (3389)5488 (代表) _____	

判定結果	非該当
該当項番 ① 外為令別表の項番 [ _____ ] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ _____ ] [ _____ ]	